

国立大学法人東京農工大学育児休業等規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第19号

国立大学法人東京農工大学育児休業等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学育児休業等規程(16 経教規程第35号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(育児休業)

第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号イ、ロのいずれにも該当する職員については1歳6ヶ月。以下第5条、第6条第1項第2号及び第18条第1項において同じ。)に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。

第3条第1項第1号を次のように改める。

一 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、次のイ、ロのいずれにも該当する者は除く。)

イ 採用されて1年以上である職員

ロ その養育する子が1歳に達する日を超えて、引き続き1年以上雇用されることが見込まれる職員

附 則(17 経教 規程第19号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。